

様式第1号（第4条、第10条関係）

年度園芸産地継承システムづくり支援事業計画書（又は実績報告書）

1 事業の目的

2 事業内容及び事業費の内訳

事業実施主体（生産組織）						
名称及び代表者名			品目			
			所属経営体数	戸、面積	ha	
事業内容	事業費	算定基準額	負担方法			備考
			県	市町村	その他	
	円	円	円	円	円	
計	円	円	円	円	円	

3 収支予算

(1) 収入の部

区分	本年度予算額	前年度予算額 (又は本年度 精算額)	比較増減	備考
県費	円	円	円	
市町村費	円	円	円	
その他	円	円	円	
計	円	円	円	

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額 (又は本年度精算 額)	比 較 増 減	備 考
園芸産地継承システム づくり支援事業	円	円	円	
計	円	円	円	

4 他の補助金の活用

--

5 事業の詳細

- ・園芸産地継承システムづくり支援事業実施要領（平成30年4月25日第201700326694号鳥取県農林水産部長通知）別記様式1を添付すること

年 月 日

市町村長 氏 名 様

職 氏 名

年度園芸産地継承システムづくり支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付第 号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった園芸産地継承システムづくり支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 間接補助事業

本補助金の間接補助事業の内容は、……………とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。

ただし、間接補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の間接補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、……………とする。

ただし、間接補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、間接補助対象経費の実績額について、園芸産地継承システムづくり支援事業費補助金交付要綱（平成30年4月25日付第201700326694号農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等については、規則、要綱及び園芸産地継承システムづくり支援事業実施要領（平成30年4月25日付第201700326694号鳥取県農林水産部長通知）の規定に従わなければならない。

なお、事業を行うに当たって、自己資金の全部又は一部を国又は県が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が補助金交付申請書の添付書類に記載してある場合は、規則第25条第2項の承認を受けたものとする。

年 月 日

職 氏 名 様

職 住 所
氏 氏 名

年度園芸産地継承システムづくり支援事業仕入控除税額確定報告書

年 月 日付 第 号により交付決定の通知のあった園芸産地継承システムづくり支援事業費補助金について、園芸産地継承システムづくり支援事業費補助金交付要綱第10条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 規則第18条の補助金の額の確定額 (年月日付第号による額の確定通知額)	金	円
2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る 消費税相当額	金	円
4 補助金返還相当額	金	円

(注) 参考となる資料を添付すること。